

大規模小売店舗の新設に関する届出

大仙市告示第28号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日まで市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年3月10日

大仙市長 老 松 博 行



1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ中仙店
秋田県大仙市長野字柳田61番 外
- (3) 小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名並びに住所
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年11月11日
- (5) 店舗面積の合計
1,156.96 m²
- (6) 駐車場の収容台数
51台
- (7) 駐輪場の収容台数
18台
- (8) 荷さばき施設の面積
35.00 m²
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量
6.16 m³

- (10) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午前0時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午前0時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日
令和7年3月10日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
大仙市大曲花園町1番1号 大仙市経済産業部商工業振興課
- (2) 縦覧期間
令和7年3月10日から令和7年7月10日まで

4 意見書の提出先
大仙市大曲花園町1番1号 大仙市経済産業部商工業振興課

5 意見書に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由